

---

# 酒々井町公共施設等総合管理計画

---

令和 3 年 3 月(令和4年3月一部修正)

酒々井町



# 目次

第1章	はじめに.....	1
第1節	策定の目的.....	1
第2節	計画の対象とする公共施設等.....	1
第3節	計画期間.....	1
第4節	上位計画等.....	1
第5節	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	2
第2章	酒々井町の公共施設等の現状.....	3
第1節	公共施設.....	3
1	学校教育系施設.....	3
2	公営住宅.....	4
3	町民文化系施設・社会教育系施設.....	4
4	スポーツ・レクリエーション系施設.....	5
5	産業系施設.....	5
6	子育て支援施設.....	6
7	保健・福祉施設.....	7
8	行政系施設.....	7
9	公園.....	9
10	その他.....	10
第2節	道路・橋りょう.....	11
第3節	上水道.....	12
第4節	下水道.....	12
第5節	公共施設の構成比及び延床面積の推移等.....	13
第6節	有形固定資産減価償却率の推移.....	17
第7節	過去に行った対策の実績.....	17
第3章	酒々井町の財政の現状.....	19
第1節	歳入の推移.....	19
第2節	歳出の推移.....	20
第4章	総合管理の方向.....	21
第1節	公共施設等の現状と課題.....	21
1	老朽化対策.....	21
2	人口減少対策.....	21
3	財源の確保.....	22
第2節	更新に係る経費の見込み.....	23
1	公共施設.....	24
2	道路・橋りょう・上水道・下水道.....	27

3 総括.....	29
第3節 全体目標.....	33
1 選択と集中により住民の福祉と利便性の維持・向上を目指す.....	33
2 長寿命化等によりトータルコストの縮減・平準化を目指す.....	33
3 付加価値のあるインフラ整備を目指す.....	33
4 少子高齢化・人口減少時代に応じた施設整備を目指す.....	34
5 多目的化・複合化により施設等の総量縮減を目指す.....	34
6 防災・減災対策・BCPと連携した公共施設等の整備を目指す.....	34
7 地球環境保護への貢献を目指す.....	34
第4節 維持管理の実施方針.....	35
1 点検・診断等の適正な実施.....	35
2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施.....	35
3 安全の確保.....	35
4 耐震化の推進.....	36
5 長寿命化・予防保全型維持管理の推進.....	36
6 ユニバーサルデザイン化の推進.....	36
7 減築や統廃合の推進.....	36
8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築.....	36
第5章 施設類型ごとの基本方針.....	37
第1節 公共施設.....	37
1 学校教育系施設.....	37
2 公営住宅.....	37
3 町民文化系施設・社会教育系施設.....	37
4 スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
5 産業系施設.....	38
6 子育て支援施設.....	38
7 保健・福祉施設.....	39
8 行政系施設.....	39
9 公園.....	39
10 その他.....	39
第2節 道路・橋りょう.....	40
第3節 上水道.....	41
第4節 下水道.....	41
第6章 フォローアップの方針.....	42
第1節 計画の進行管理.....	42
第2節 町民への情報提供.....	43
第3節 個別施設計画の策定.....	43
第4節 おわりに.....	43

# 第1章 はじめに

---

## 第1節 策定の目的

---

酒々井町では、昭和40年代後半から約10年間に、人口の増加と住民ニーズに対応して、小中学校などの教育施設、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の費用が必要になると見込まれます。

これまでの間、耐震改修などを進めてきましたが、限られた財源を有効活用する観点から、優先順位を設定して実施しており、いくつかの公共施設では、迅速な改修・更新を必要としている施設があります。

町民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、民間の施設など、公共施設を補完する施設が整備される今日、住民が真に必要とする施設を効率良く長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、本町が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の全体最適化を図るため、平成27年度に「酒々井町公共施設等総合管理計画」を策定しましたが、5年が経過することに伴い、現状の施設内容等を反映させるなどの見直しを実施し、精度の向上を図ります。

## 第2節 計画の対象とする公共施設等

---

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎及び学校等の公共施設のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道などの町が保有する施設とします。

## 第3節 計画期間

---

計画期間は令和3年度（2021年）から令和32年度（2050年）までの30年間とし、将来の施設更新費用の推計は、34年間として令和36年度（2054年）まで行い、長期的な見込みを展望します。

## 第4節 上位計画等

---

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月22日には総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とする通知及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年に改訂）が出されています。これらの計画・通知・指針に基づき策定します。

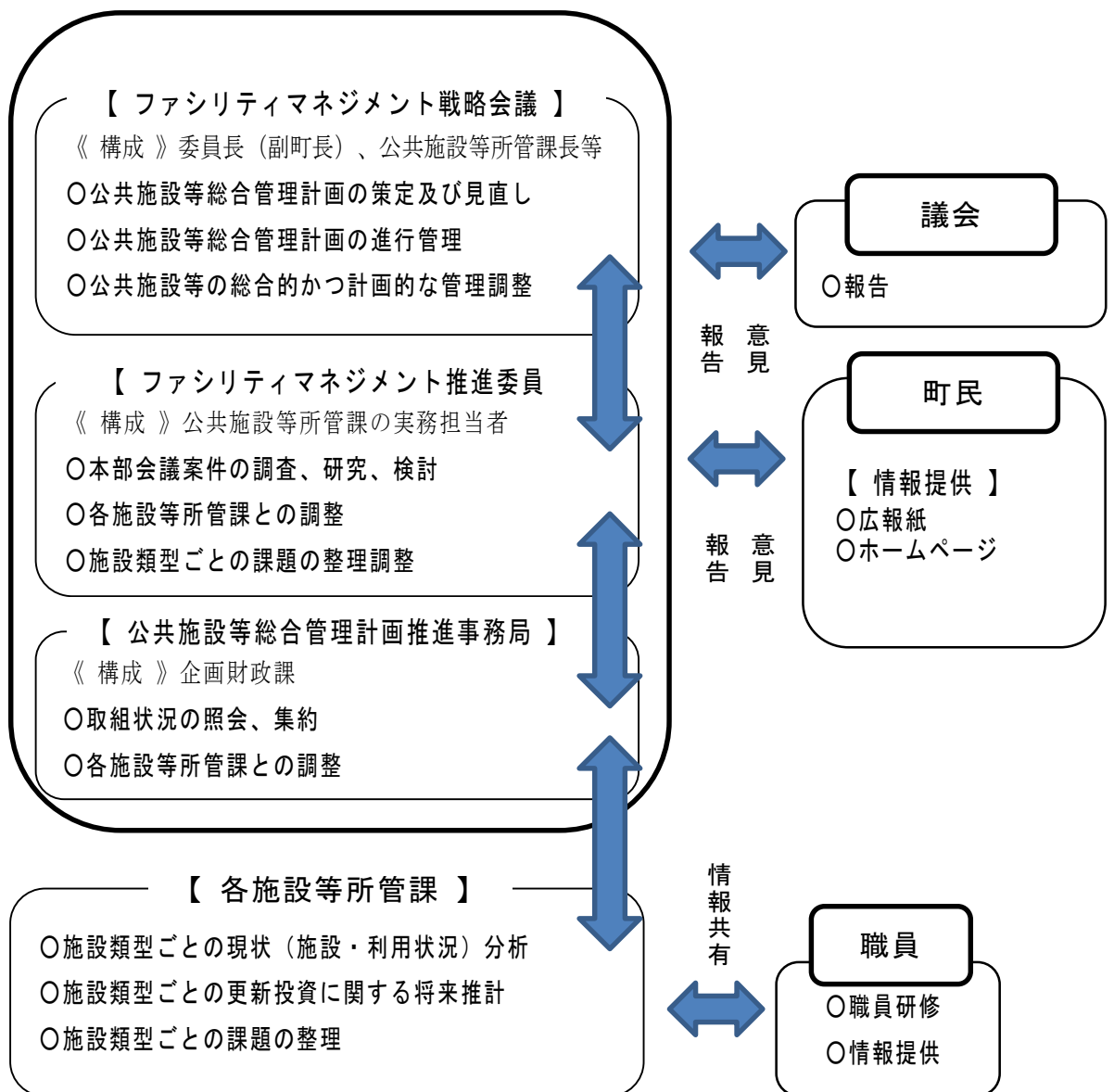
また、酒々井町総合計画のもと、酒々井町都市計画マスタープラン及び酒々井町立地適正化計画等のまちづくりに関する計画との整合性を図り、財政の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的に公共施設等の管理に取り組みます。

## 第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の策定、推進及び情報管理・共有に向けては、副町長を委員長とし、公共施設等所管課の課長等で構成する「酒々井町ファシリティマネジメント戦略会議」を設置し、全庁的な取組体制の構築を図っています。

また、「酒々井町ファシリティマネジメント戦略会議」の下部組織として、公共施設等所管課の実務担当者による「酒々井町ファシリティマネジメント推進委員会」を設置し、情報共有や意見聴取を図っています。

### 計画の取組体制



## 第2章 酒々井町の公共施設等の現状

本町の令和2年度末現在の公共施設等の概況は以下のとおりです。

### 第1節 公共施設

#### 1 学校教育系施設

本町には、町立の小学校が2校、中学校が1校、給食センターが1か所あります。施設は、新耐震基準が施行された昭和56年以前に建てられたものが多くありますが、現在は、耐震改修実施済みとなっています。

##### 小学校の状況

施設名	児童数 (H26)	校舎 建築年度	校舎 延床面積 (㎡)	校舎の 構造	体育館 建築年度	体育館 延床面積 (㎡)	体育館の 構造	プール
酒々井小学校	551	昭和47年度、 昭和62年度、 昭和63年度	8,128	RC	平成21年度	1,324	RC造 一部S造	有
大室台小学校	576	昭和56年度	6,331	RC・ SRC	昭和56年度	1,129	RC造 一部S造	有

##### 中学校の状況

施設名	生徒数 (H26)	校舎 建築年度	校舎 延床面積 (㎡)	校舎の 構造	体育館 建築年	体育館 延床面積 (㎡)	体育館 の構造	プール
酒々井中学校	539	昭和53年度、 昭和59年度、 昭和60年度、 平成元年度	9,080	RC	昭和53年 度	2,720	鉄骨造	無

##### 給食センターの状況

施設名	建築年度	施設の構造	延床面積(㎡)	備考
学校給食センター	昭和57年度	RC	852	

## 2 公営住宅

町営住宅は、小集落改良住宅と公営住宅の2か所に、合わせて9棟あります。

小集落改良住宅は、1棟2階建てとなっています。新耐震基準施行前の建築物ですが、耐震診断の結果は耐震改修の必要はないものの、今後は老朽化対策を実施する必要があります。令和元年度に小集落改良住宅を1棟解体撤去しました。

また、新耐震基準で建てられた公営住宅は、2階建てとなっています。

公営住宅の状況

施設名	棟数	建築年度	延床面積(㎡)	構造	備考
小集落改良住宅	7	昭和52年度	824	木造・RC	令和元年度1棟解体撤去
公営住宅	2	平成3年度	260	RC	

## 3 町民文化系施設・社会教育系施設

町民文化系施設は6か所、社会教育系施設は2か所あります。ハーブガーデンショップは、酒々井コミュニティプラザの敷地内に建っています。

町民文化系施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(㎡)	構造	所管課
駅前交流センター	平成20年度	21	木造	総務課
生涯生活センター	昭和61年度	224	RC	経済環境課
酒々井コミュニティプラザ	昭和62年度、平成25年度	1,555	RC・木造	経済環境課
ハーブガーデンショップ (酒々井コミュニティプラザ)	平成6年度	42	木造	経済環境課
プリミエール酒々井	平成15年度	2,717	RC	プリミエール酒々井
プリミエール酒々井(増築)	令和元年度	225	S	
下宿ベース	平成13年度	123	木造	住民協働課

社会教育系施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(㎡)	構造	所管課
同和対策集会所	昭和50年度	148	木造	生涯学習課
中央公民館	昭和55年度	2,304	RC	中央公民館



## 4 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、酒々井ちびっこ天国と体育館の2か所があります。

酒々井ちびっこ天国は、大型プール施設で、千葉県が設置しその後町へ譲渡され、町所有となっています。また、旧耐震基準による建築物であることから、耐震改修を実施する必要があります。

体育館は、旧耐震基準による建築物であり、耐震性に問題があることから現在は閉鎖しています。

スポーツ・レクリエーション系施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(㎡)	構造	所管課
酒々井ちびっこ天国	昭和49年度	4,137	RC	経済環境課
体育館	昭和40年度	863	S	生涯学習課

## 5 産業系施設

産業系施設は、本町の豊かなまちづくりと地域の発展、活性化を図る施設としての役割があります。

保有している建築物が地域の核としての機能をより一層活かせるよう建物の保全を図るため修繕工事を的確に実施する必要があります。

歴史的建築物の保全管理・修復については、その価値を損なわないようにノウハウを持つ施工業者と施工技術者の確保や建築物の価値を左右する使用している当初の建材の調達など、課題を克服するための総合的な調査を行い、今後の保全・活用方針などを検討する必要があります。

産業系施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(㎡)	構造	所管課
まるごとすい	平成30年度	186	RC	経済環境課
旧酒々井町農業協同組合東酒々井支店(事務所)	昭和49年度	268	RC	経済環境課
旧酒々井町農業協同組合東酒々井支店(店舗)	昭和49年度	366	S	経済環境課
筋吉五郎家	明治時代	469	木造	生涯学習課
相川文子家	大正時代	141	木造	生涯学習課
国史跡本佐倉城跡案内所	令和2年度	98	鉄骨造	生涯学習課

## 6 子育て支援施設

---

町立の保育園は中央保育園と岩橋保育園の2園があります。中央保育園は、旧耐震基準による建築物ですが、耐震改修実施済みとなっています。

児童定員数は、中央保育園が60人、岩橋保育園が120人となっていますが、岩橋保育園については、定員を超えて児童を預かっている状況です。

平成30年度には、親子の交流、相談、情報提供を行う場として、「子育て支援センターあいあい」を新設しました。

子育て支援施設の状況

施設名	児童数 (定員)	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	備考
中央保育園	60	昭和45年度	350	木造	
岩橋保育園	120	昭和57年度、 平成19年度	877	RC・木造	
子育て支援センター あいあい	-	平成30年度	267	木造	所管課 こども課

## 7 保健・福祉施設

保健施設は、保健センターがあります。保健センターは、新耐震基準による建築物ですが、築後 30 年以上が経過し、令和元年度にトイレの老朽化が進行していたことから、大規模な改修工事を実施しました。

福祉施設は、隣保館があります。隣保館も、新耐震基準による建築物ですが、老朽化が進んでいることから大規模な修繕が必要です。

令和 2 年度に高齢者が、地域の中で多世代と交流しながら、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するため、交流拠点施設（げんき館）を建設しました。

保健施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	所管課	備考
保健センター	昭和 58 年度	1,035	RC	健康福祉課	

福祉施設の状況

施設名	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	所管課	備考
隣保館	昭和 57 年度	198	RC	健康福祉課	
交流拠点施設(げんき館)	令和 2 年度	51	S	健康福祉課	

## 8 行政系施設

本町の役場本庁舎は、中央庁舎、西庁舎及び分庁舎からなっています。中央庁舎は、旧耐震基準の建築物であり、現在の耐震基準を満たさないことから耐震補強等改修工事を実施しているところです。東庁舎は老朽化しており、耐震性能も低かったため、分庁舎が完成したことから平成 28 年に解体撤去しました。西庁舎も老朽化してきていることから、将来的に建て替え等を実施する必要があります。

行政系施設は、消防機庫が第 1 分団消防機庫から第 13 分団消防機庫まであります。第 1、2、4、12 分団消防機庫は建て替え済みで、残りについても老朽化してきていることから、建て替える必要があります。

その他の行政系施設としては、本佐倉城跡調査事務所と文化財倉庫があり、本佐倉城跡調査事務所は旧耐震基準の建築物であり、今後耐震診断等が必要です。

平成 29 年度に、町所有の備品類を管理保管するための倉庫が老朽化していたことから更新しました。

令和元年度に、発災時に必要となる資機材を備蓄するための防災倉庫を建設しました。

### 庁舎の状況

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課	備考
役場中央庁舎	昭和 47 年度	2,243	RC	企画財政課	
西庁舎	平成9年度	800	鉄骨造	企画財政課	
分庁舎	平成 27 年度	821	RC	企画財政課	
5連倉庫	平成 29 年度	98	S	企画財政課	更新
車庫	昭和 47 年度	173	S	企画財政課	

### 消防機庫の状況

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課	備考
消防機庫(第1分団)	平成 26 年度	66	木造	総務課	
消防機庫(第2分団)	平成 14 年度	46	木造	総務課	
消防機庫(第3分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第4分団)	平成9年度	29	軽量鉄骨造	総務課	
消防機庫(第6分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第7分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第8分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第9分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第 10 分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第 11 分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	
消防機庫(第 12 分団)	平成 26 年度	29	木造	総務課	
消防機庫(第 13 分団)	昭和 36 年度	20	ブロック	総務課	

### その他行政系施設の状況

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課	備考
本佐倉城跡調査事務所	昭和 36 年度	252	木造	生涯学習課	
文化財倉庫	平成7年度	167	軽量鉄骨造	生涯学習課	
防犯ボックス	平成 28 年度	13	木造	総務課	
酒々井町防災資機材等 備蓄倉庫	令和元年度	146	S	総務課	

## 9 公園

本町の公園及び緑地は 40 か所あります。そのうち建築物のある公園は、酒々井総合公園、中央台公園、上ヶ作緑地の 3 か所となっており、管理棟、用具置場、トイレ等があります。

### 公園の状況

公園名	所在地	備考
酒々井総合公園	酒々井町墨 44	建物のある公園
梅ノ木公園	酒々井町東酒々井 1-1-100	
どうぶつ公園	酒々井町東酒々井 2-2-157	
大森公園	酒々井町東酒々井 3-3-467	
記念公園	酒々井町東酒々井 3-3-269	
夾竹桃公園	酒々井町東酒々井 3-3-7	
SL公園	酒々井町東酒々井 4-4-138	
くじら公園	酒々井町東酒々井 5-5-180	
さるすべり公園	酒々井町東酒々井 5-5-95	
昭和公園	酒々井町東酒々井 6-6-6	
柿の木公園	酒々井町東酒々井 6-6-7	
ひまわり公園	酒々井町中央台 1-21-1	
上ヶ作緑地	酒々井町中央台 2-6	建物のある公園
小鹿公園	酒々井町中央台 2-23-1	
中央台公園	酒々井町中央台 4-1	建物のある公園
中央台緑地	酒々井町中央台 4-21-1	
美空公園	酒々井町本佐倉 315-29	
しらさぎ緑地	酒々井町本佐倉 263-79	
めじろ公園	酒々井町本佐倉 263-57	
ひばり公園	酒々井町本佐倉 263-246	
中央公園	酒々井町上本佐倉 1-1-7	
南公園	酒々井町上本佐倉 1-10-1	
開運公園	酒々井町馬橋 542-25	
中之尾余南公園	酒々井町馬橋 674-7	
中之尾余北公園	酒々井町馬橋 672-1	
うるおい公園	酒々井町ふじき野 1-16-6	
やすらぎ公園	酒々井町ふじき野 2-10-9	
はつらつ公園	酒々井町ふじき野 3-20-2	
(仮)ふじき野第3公園	酒々井町ふじき野 1-2-7	
ふれあい公園	酒々井町上岩橋 286-7	
栗ノ洲公園	酒々井町酒々井 1108-2	
上宿公園	酒々井町酒々井 1558-1	
飯積北公園	酒々井町飯積 1-1-1	
飯積中央公園	酒々井町飯積 800	
飯積西第1公園	酒々井町飯積 826	
飯積西第2公園	酒々井町飯積 827	
飯積東公園	酒々井町飯積 1-8-11	
飯積緑地	酒々井町飯積 1-1-10	
はぎやま公園	酒々井町上岩橋 893-3	
神明公園	酒々井町上本佐倉 161-1	

## 建築物のある公園の状況

施設名	建築物	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課
酒々井総合公園	管理棟、用具置き場、公衆トイレ2か所	平成7年度、平成2年度、平成3年度、平成25年度	130	木造・GRCパネル造・RC	まちづくり課
中央台公園	公衆トイレ	平成25年度	18	RC	まちづくり課
上ヶ作緑地	公衆トイレ	平成4年度	21	RC	まちづくり課

## 10 その他

その他は、駅関連施設として、京成酒々井駅東口自転車等駐車場、JR酒々井駅西口自転車等駐車場、JR酒々井駅東口自転車等駐車場、JR酒々井駅自由通路があります。

これ以外の建築物として、特定加工品加工所（旧味だより）及び旧警察官派出所があります。旧産業事務所は、老朽化しており使用目的が終了したことから平成28年度に解体撤去しました。

### 駅関連施設の状況

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課	備考
京成酒々井駅東口自転車等駐車場	平成5年度、平成6年度	1,235	鉄骨	まちづくり課	
JR酒々井駅西口自転車等駐車場	平成30年度	272	鉄骨	まちづくり課	
JR酒々井駅東口自転車等駐車場	令和元年度	217	鉄骨	まちづくり課	
JR酒々井駅自由通路	平成元年度、平成21年度、平成22年度	688	鉄骨	まちづくり課	公衆トイレ及び東口、西口エレベーターを含む

### その他施設の状況

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所管課	備考
特定加工品加工所(旧味だより)	平成16年度	70	木造	経済環境課	
旧警察官派出所	昭和53年度	66	木造	企画財政課	解体予定

## 第2節 道路・橋りょう

本町の令和2年度末現在の町道の実延長は197,791m、町が管理している橋りょう数は34橋となっています。

道路については、馬橋、本佐倉、上岩橋、尾上、飯積地先で幅員確保、排水の改善等、計画的に道路改良事業等の整備を進めています。既存の道路については、損傷状況を把握し、必要に応じた補修等を行っています。

橋りょうについては、損傷状況を把握、それに応じた対策を講じ、可能な限り橋りょうを長持ちさせるため、令和2年3月に「酒々井町橋梁長寿命化修繕計画」を更新しました。34橋が長寿命化修繕計画対象で、うち橋長15m以上の道路橋は14橋となっています。

町道と町保有の橋りょうの状況（令和2年度末現在）

項目	単位	一級幹線道	二級幹線道	一般道	合計
町道実延長	m	15,305	16,920	165,566	197,791
橋りょう数	橋	2	2	30	34

橋長15m以上の14橋（令和2年度末現在）

橋りょう名	橋長(m)	架設年
高野台橋(高崎川)	15.80	昭和44年
小川戸橋	15.40	昭和44年
新堤橋	17.34	昭和44年
境田橋	18.91	昭和44年
高野台橋(東関道)	62.30	昭和46年
南酒々井橋	44.20	昭和46年
平台橋	45.66	昭和46年
台橋	36.70	昭和47年
朝日橋	28.80	昭和53年
宮下橋	32.50	昭和56年
上野作跨線人道橋	71.87	昭和58年
伊籾大橋	49.55	昭和59年
小上郷橋	47.50	平成24年
JR酒々井自由通路	44.00	平成2年

### 第3節 上水道

本町の上水道は、昭和43年の水道事業創設以後、2度の拡張事業を実施し、現在に至っています。自己水源として、8本の取水井からのほか、必要量に応じて印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業からも受水を行っています。上水道施設や配水管等、老朽化の度合いに注意しつつ、その都度調査を行い、更新等を図っています。

酒々井町水道事業の状況（令和元年度末現在）

項目	状況
給水人口	19,244人
計画給水人口	22,700人
普及率	93.8%
計画一日最大給水量	9,100 m <sup>3</sup>
現在施設能力	7,600 m <sup>3</sup> /日
導水管延長	5,807m
20年経過導水管延長	5,807m
配水管延長	132,500m
20年経過配水管延長	106,608m

### 第4節 下水道

本町の下水道は、印旛沼流域関連公共下水道事業で実施しています。令和元年度末の下水道の総延長は108,427m、普及率は他と比べて高く93.4%となっています。

また、汚水処理人口普及率は、令和元年度末では98.5%となっています。地域再生計画では、目標として、令和3年に98.5%としています。

下水道の総延長・普及率（令和元年度末現在）

項目	状況
総延長	108,427m
普及率	93.4%
整備率	80.2%



## 第5節 公共施設の構成比及び延床面積の推移等

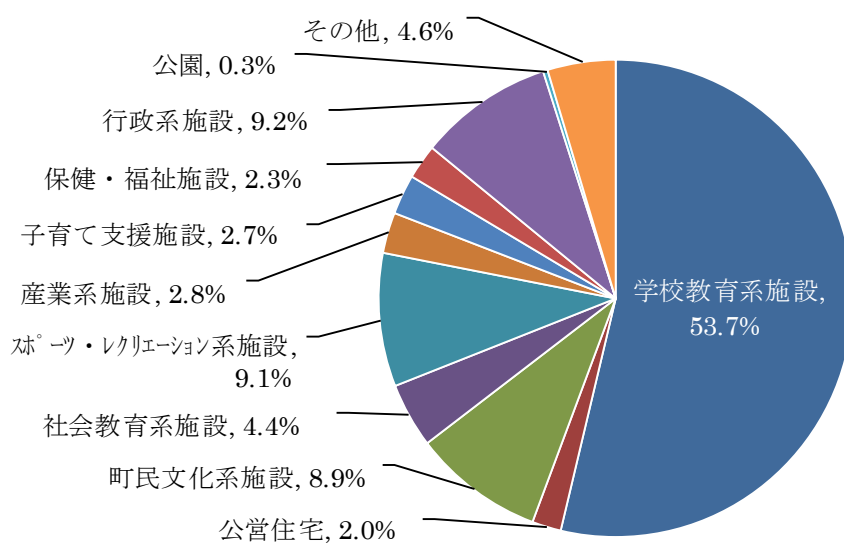
本町の公共施設を延床面積ベースで見ると、約 5.5 万㎡のうち、53.7%が学校教育系施設で、次いで行政系施設が 9.2%、スポーツ・レクリエーション系施設が 9.1%、町民文化系施設が 8.9%となっています。

5.5 万㎡を、本町の令和 2 年 4 月現在での住民基本台帳人口 20,727 人で除した、人口一人当たり面積は約 2.65 ㎡です。

本町の公共施設の施設分類ごとの総延床面積

	面積 (㎡)	構成比
学校教育系施設	29,564	53.7%
公営住宅	1,084	2.0%
町民文化系施設	4,907	8.9%
社会教育系施設	2,452	4.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	5,000	9.1%
産業系施設	1,528	2.8%
子育て支援施設	1,494	2.7%
保健・福祉施設	1,284	2.3%
行政系施設	5,043	9.2%
公園	169	0.3%
その他	2,548	4.6%
合計	55,073	—

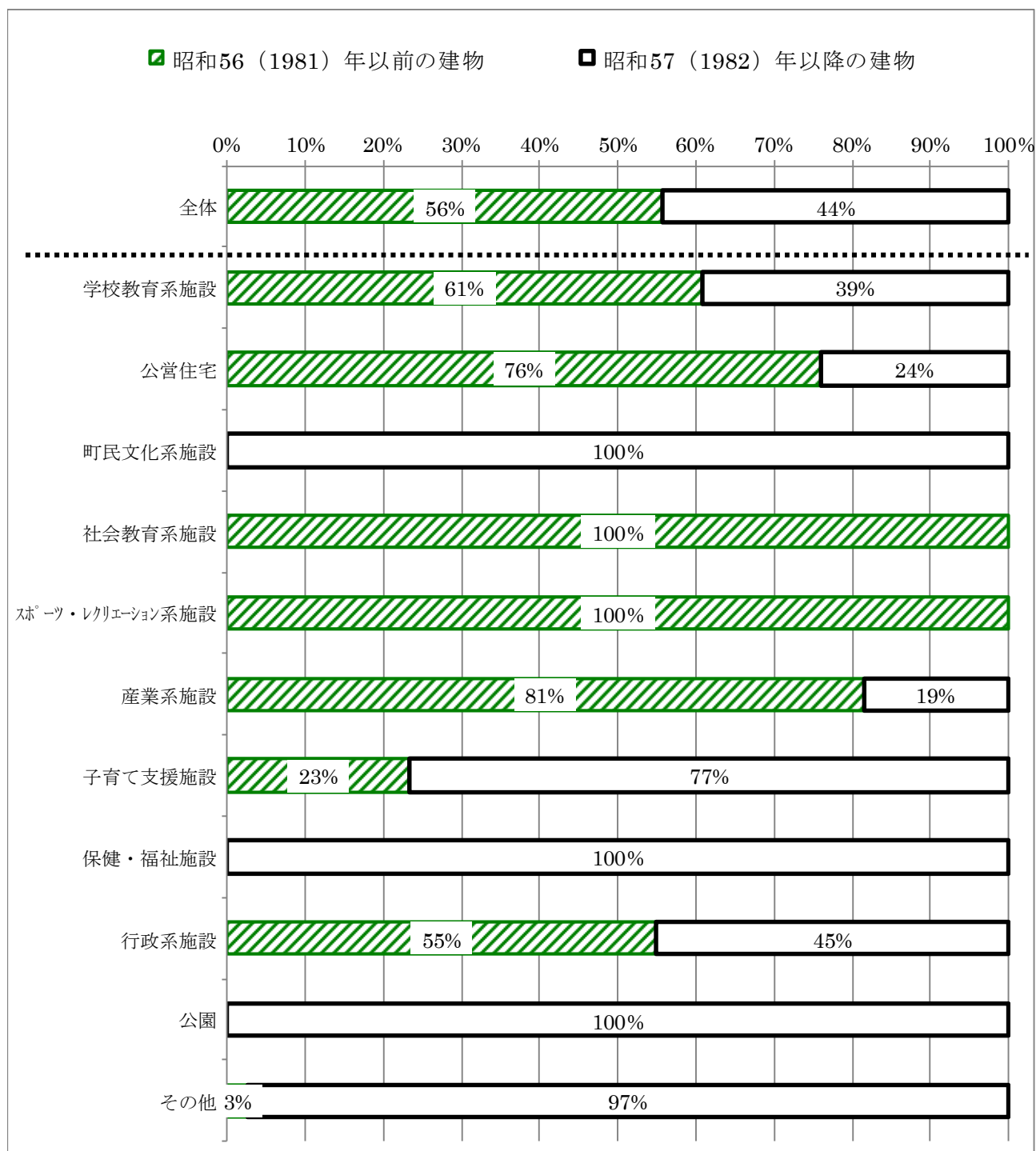
注) 各施設の床面積は調査時点のものであり、今後、数値は変動します。



延床面積の建築年度区分ごとの構成比をみると、用途廃止され、除却されずに現有する施設も含め、旧耐震基準による昭和56（1981）年以前の建築後39年以上経過の建物が56%を占め、昭和57（1982）年以降の建物が44%となっています。

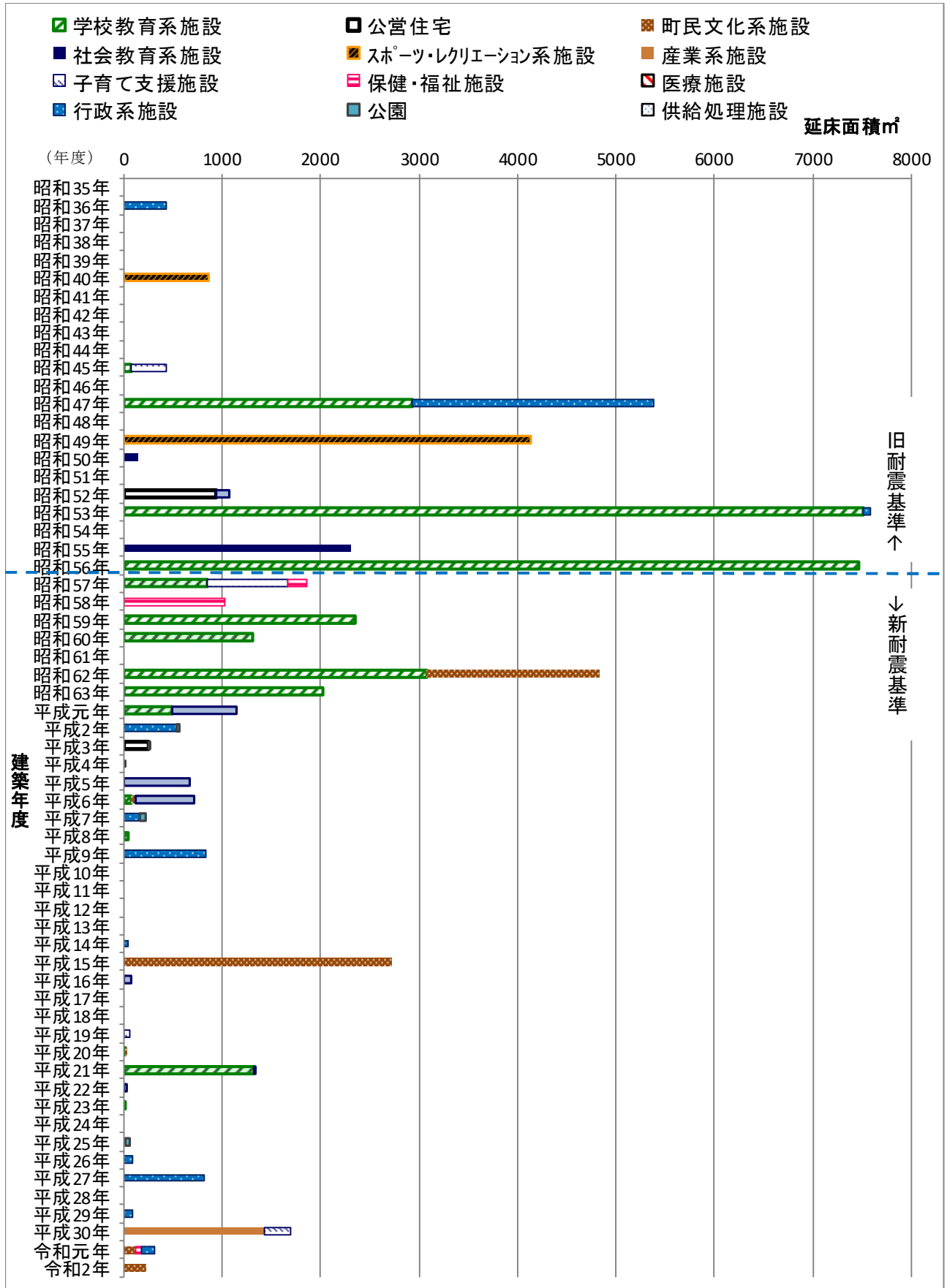
このうち、学校教育系施設、公営住宅、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設では5割以上の面積を昭和56（1981）年以前の建物が占めています。

公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比

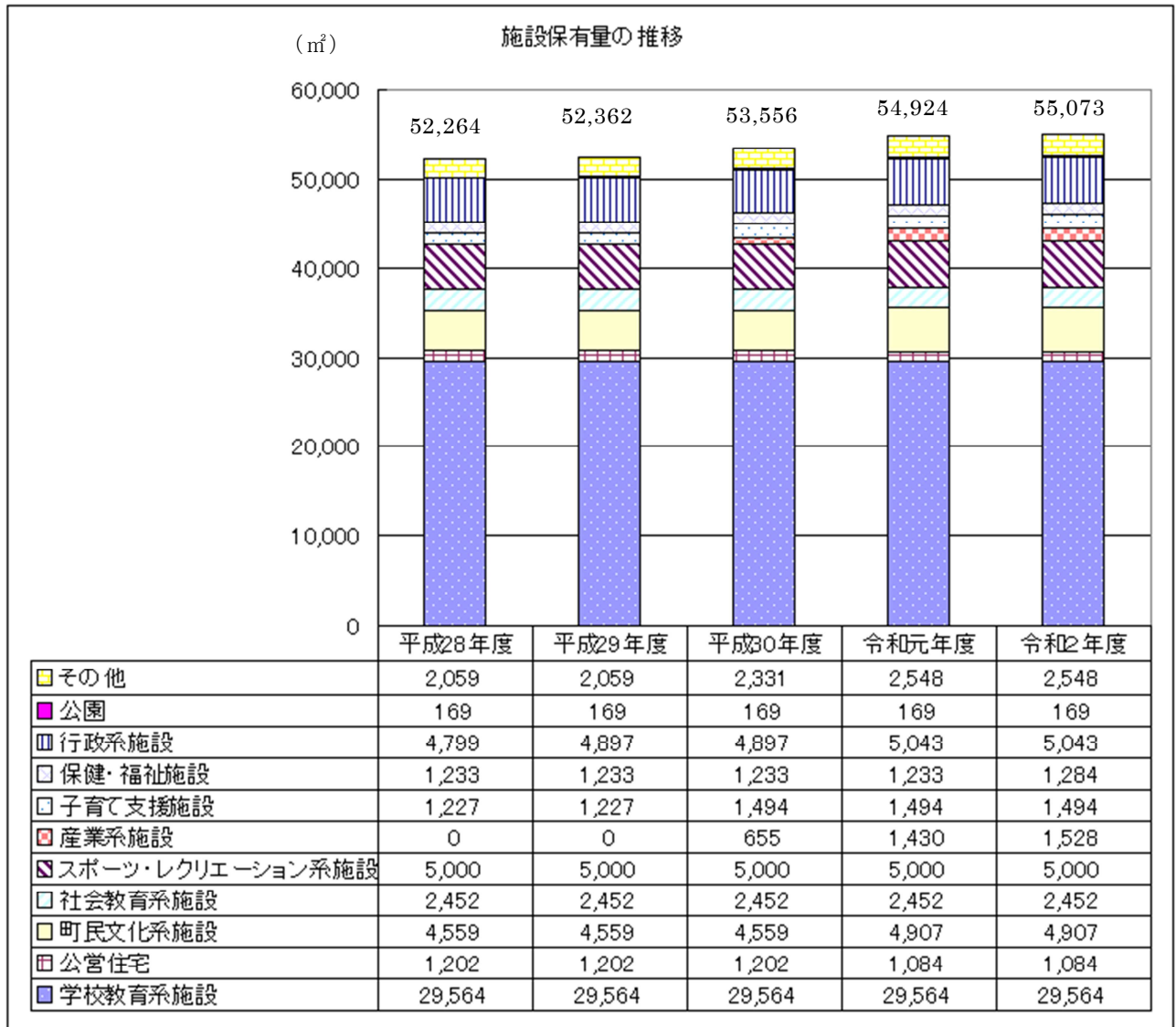


建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積は以下のグラフのとおりです。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積



過去5年間の本町の公共施設の施設分類ごとの総延床面積の推移は以下のグラフのとおりです。



## 第6節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。

本町の有形固定資産減価償却率の推移は、以下のとおりです。

単位：百万円、%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
減 価 償 却 累 計 額	10,428	10,764	11,106	11,476
有 形 固 定 資 産	17,518	17,814	18,131	18,778
有形固定資産減価償却率	59.5	60.4	61.3	61.1

## 第7節 過去に行った対策の実績

### 1 公共建築物の長寿命化

施設調査の結果、引き続き活用していく施設については、長寿命化を図るため、改修工事を実施しました。

#### (1) 酒々井中学校

令和 2 年度に屋内運動場の屋根及び床の全面改修工事や平成 28 年度に消火栓用配水管の布設替え工事等を実施しました。

#### (2) 酒々井小学校

平成 28 年度に酒々井小学校南棟児童用トイレの改修工事を実施しました。

#### (3) 中央公民館

平成 29 年度にトイレ改修工事や令和 2 年度に空調設備、LED照明設備、太陽光発電・蓄電池設備及びキュービクルの改修工事等を実施しました。

#### (4) 保健センター

平成 30 年度にトイレ改修工事を実施しました。

#### (5) 庁舎

令和 2 年度から 3 年度にかけて防水工事、外壁補修工事、アスベスト除去工事及び消防設備改修工事等を実施しました。

### 2 耐震化

旧耐震基準の公共建築物について、利用者の安全を確保するため、耐震補強工事を実施しました。

#### (1) 中央公民館

平成 28 年度から平成 29 年度において、耐震補強工事を実施しました。

#### (2) 庁舎

令和 2 年度に中央庁舎の耐震補強工事を実施しました。

### 3 ユニバーサルデザイン化

---

中央庁舎について、誰もが使いやすい施設となるよう令和3年度にエレベーター設置と職員玄関にスロープ設置工事を実施しました。

### 4 公共建築物の廃止

---

老朽化により使用していなかった旧産業事務所と役場東庁舎を平成28年度に解体しました。

### 5 省エネルギー化

---

低炭素社会の実現へ向けて、公共施設の省エネルギー化の工事を実施しました。

#### (1) 中央公民館

令和2年度において、照明器具のLED化と太陽光発電・蓄電池設備工事を実施しました。

#### (2) 庁舎

令和元年度に中央庁舎と西庁舎の照明器具のLED化を実施しました。

# 第3章 酒々井町の財政の現状

本町の財政の現状は以下のとおりです。

## 第1節 歳入の推移

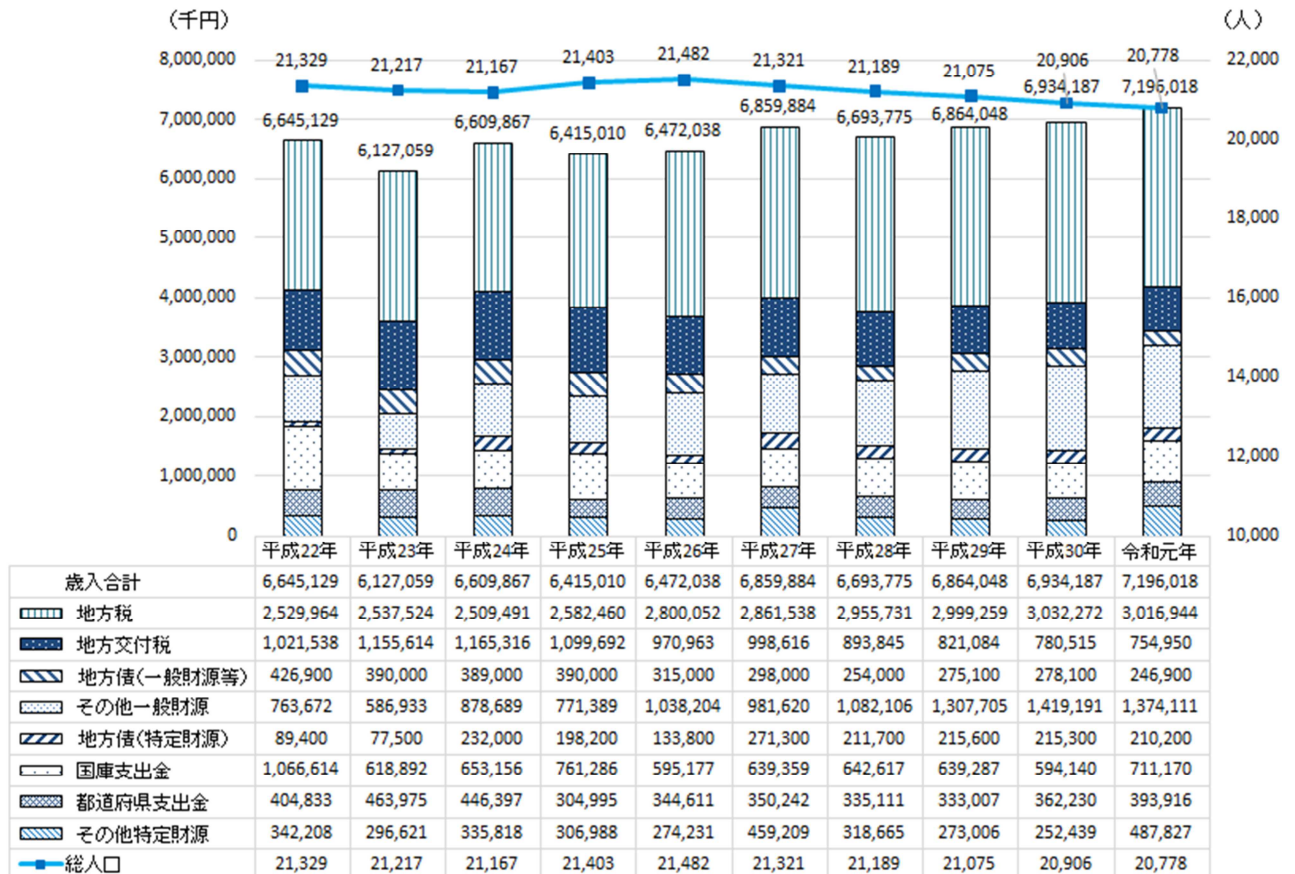
平成 22 年度から令和元年度までの普通会計決算の推移は以下のとおりです。

歳入で財政規模をみると、増加傾向にあり、平成 27 年度以降は、概ね 70 億円程度の規模で推移していますが、令和元年度に約 72 億円となっています。

令和 2 年度は、対平成 22 年度比で 1.08 倍の増加になっています。増加している費目の内訳は、地方税やその他一般財源となっています。

しかし、今後は、生産年齢人口の減少等により地方税の減収が見込まれることなどから、財政運営はこれまで以上に厳しくなると考えられます。

歳入の推移



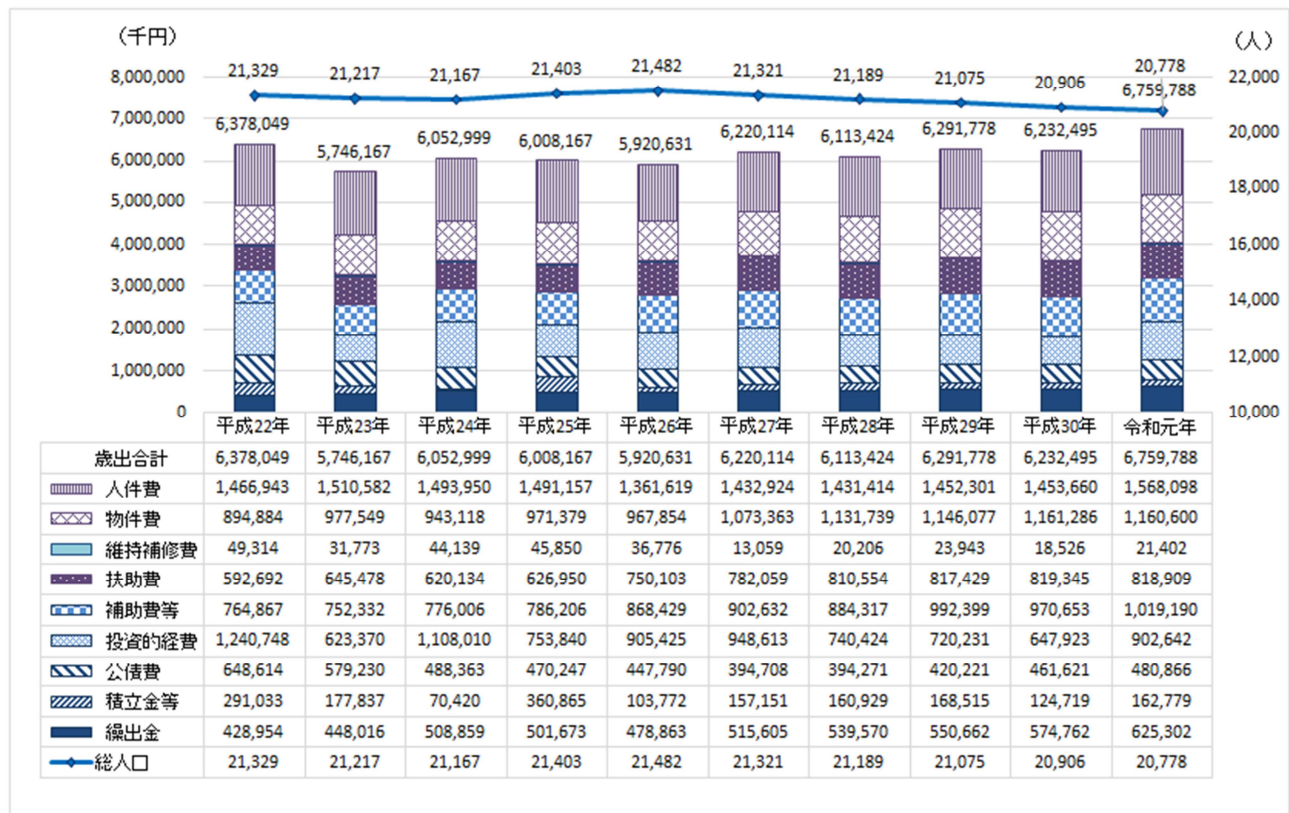


## 第2節 歳出の推移

一方、歳出を費目別にみると、年度によって増減がありますが、物件費及び補助費が概ね増加傾向となっており、また、高齢化等の進展により、扶助費が平成22年度と比較して令和元年度は約1.4倍に増加しています。

投資的経費についても、年度によって増減がありますが、概ね横ばいで推移しています。拡大傾向にある歳出規模を抑制するため、施設の維持管理を含む経常経費の一層の削減に努める必要があります。

歳出の推移





# 第4章 総合管理の方向

## 第1節 公共施設等の現状と課題

### 1 老朽化対策

公共施設のうち、約7割が築30年を経過しており、老朽化が進んでいます。

また、学校教育系施設、公営住宅、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設においては、延床面積の半分以上が昭和56年以前の建築となっています。

今後、施設の機能と安全性を保つために、大規模改修や更新が必要となります。

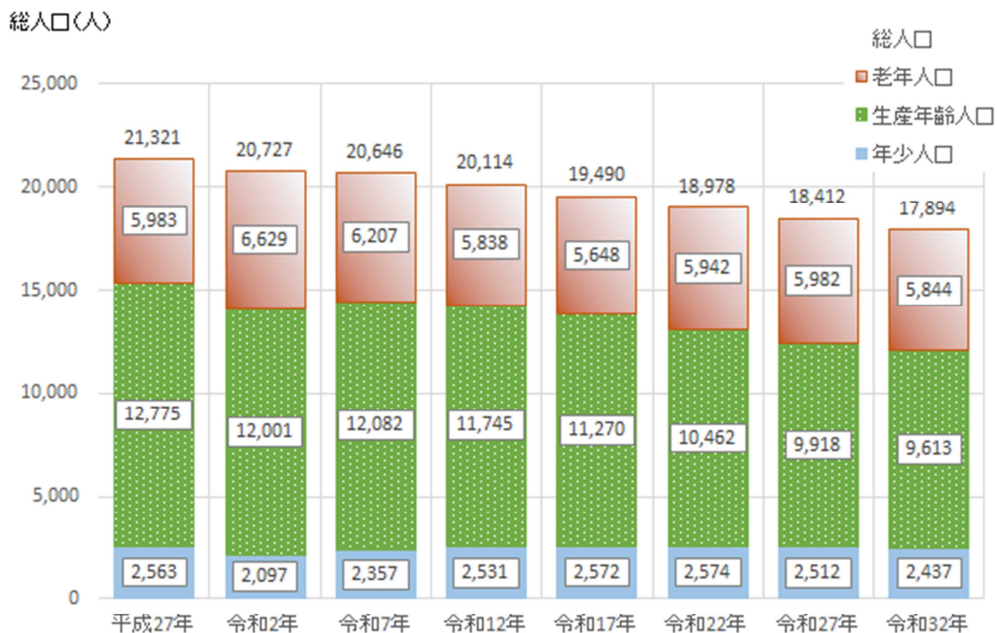
### 2 人口減少対策

本町の人口は、令和2年4月現在での住民基本台帳では20,727人となっています。

将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、公表されている最終年の令和27年では、15,833人と大幅に減少する見通しとなっています。

一方、平成27年に策定された「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、町の特徴である、職住近接、コンパクトシティをベースに、安心・安全なまちづくりを進めることなどにより、本計画の目標年である令和32年では、目標人口を17,894人としています。令和2年を基準とすると、人口は、約14%の減少となります。高齢化率は、令和2年4月では32.0%ですが、令和32年に32.7%まで上昇する見通しとなっています。

この人口減少や高齢化に伴う住民ニーズに対応した公共サービスのあり方を検討していくことが求められています。



### 3 財源の確保

---

本町の公共施設等の更新費用は、主に普通建設事業費からなり、普通建設事業費の財源としては、直近5年間の平均として、一般財源等が4割弱、国庫支出金が2割弱となっています。

本町は生産年齢人口の減少に伴い、今後は住民税等の地方税の減少が予想される一方、高齢化などに伴い扶助費の増加が予想されます。また、国全体も少子高齢化と人口減少が進んでいくことが予想されているため、今後の地方交付税についても、現在と同水準を見込むことは難しいと考えられます。このように、歳入の減少（特に一般財源の減少）と歳出の増加という傾向が構造的に続いていくことが予想され、これまでと同様の公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。

これらのことから、各施設の長寿命化などにより経費削減に努めるとともに、整備する公共施設に優先順位を設け、また人口減少及び少子高齢化に応じた公共施設の削減や複合化等を検討することで、大規模改修や更新に必要な財源の確保を図ることが必要です。

## 第2節 更新に係る経費の見込み

地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用い、本町の公共施設等の更新に係る経費の見込みを算定すると以下のとおりです。

### 試算の前提

- ◇ このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるよう開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇ 令和2年度末時点の状況をもとに、令和3～36年度の34年間の推計を行い、更新等費用額を試算しました。

### 「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定

施設区分	細項目	単価 (大規模修繕)	単価 (建て替え)
公共施設	町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設区分	細項目	単価 (更新)	
道路	一般道路	0.47	万円/㎡
	歩道・自転車道	0.27	万円/㎡
橋りょう	※長寿命化計画の値を採用		
水道	導水管・300mm未満	10	万円/m
	配水管・150mm以下	9.7	万円/m
	〃 ・200mm以下	10	万円/m
	〃 ・250mm以下	10.3	万円/m
	〃 ・300mm以下	10.6	万円/m
	〃 ・350mm以下	11.1	万円/m
下水道		12.4	万円/m

## 1 公共施設

---

試算によると、令和3～36年度の更新費用総額は210億円、1年当たりの整備額は6.2億円となります。

内訳は、「当初時点から未実施の更新」が32億円、「築後30年経過に伴う大規模改修」が20億円、「建て替え」が159億円です。

「当初時点から未実施の更新」とは、計画策定当初時点にすでに大規模改修や建て替えが必要な築後30年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設について、令和7年度までに大規模改修が必要なことから、順次実施するものとして、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

「築後30年経過に伴う大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後30年を迎える施設で、築後30年経過年度に大規模改修を行う必要があるとして計上しています。

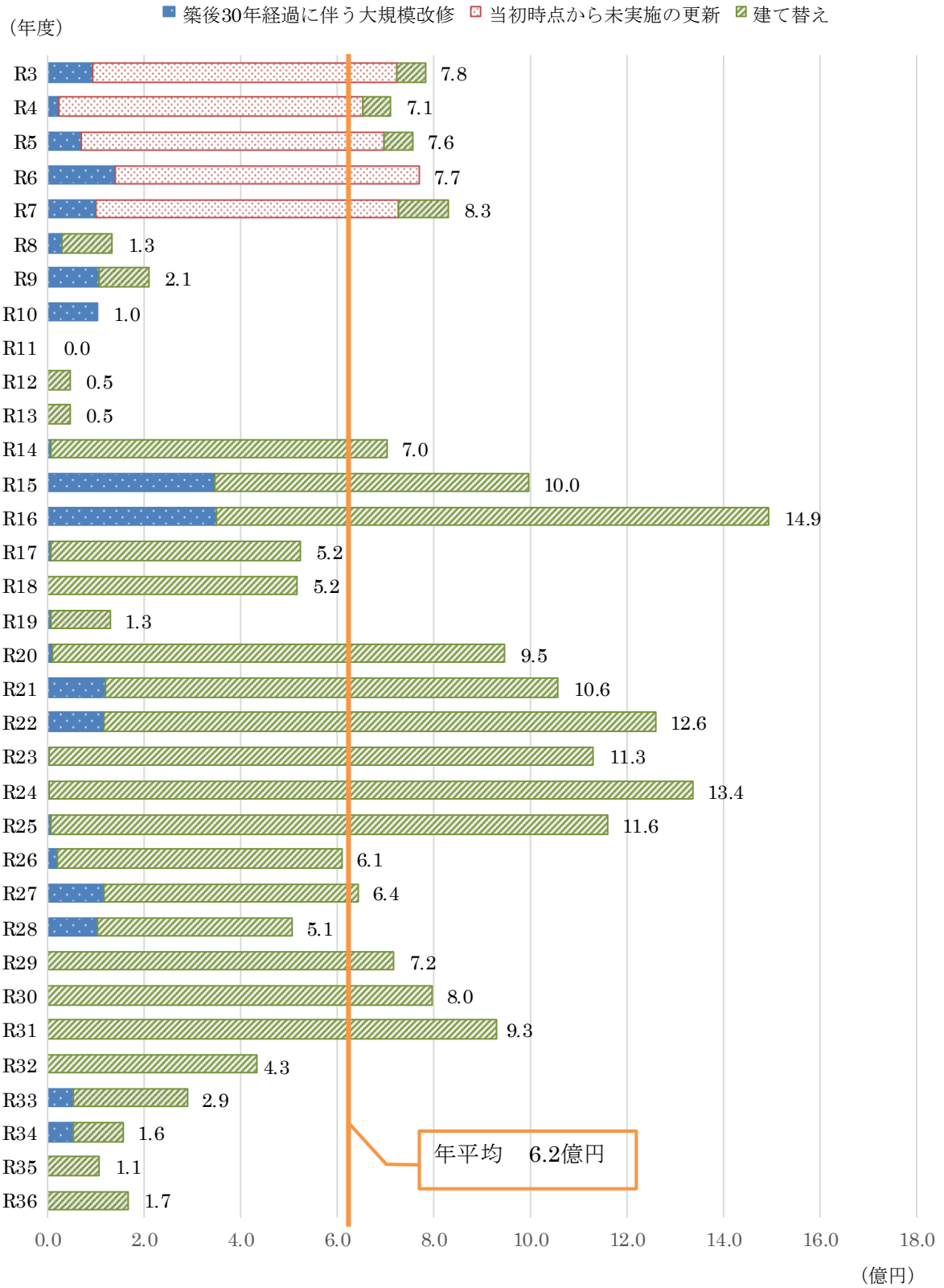
「建て替え」とは、公共施設の耐用年数を一律60年と設定し、それを経過した施設を築後60年経過年度に建て替えるものとして計上しています。

以上の設定から、「当初時点から未実施の更新」は令和3年度から令和7年度に集中しています。また、「建て替え」の経費が大きい年度は、令和14年度以降となり、特に令和15年度から令和25年度までの11年間は、10億円を超える年度が多くみられ建て替えが集中する時期に当たるため支出の縮減と平準化が必要になります。令和16年度は、町役場本庁舎、酒々井小学校、ちびっこ天国などが築60年を超過します。令和21～26年度は、酒々井中学校、大室台小学校、中央公民館、学校給食センターなどが、耐用年数60年を超過します。

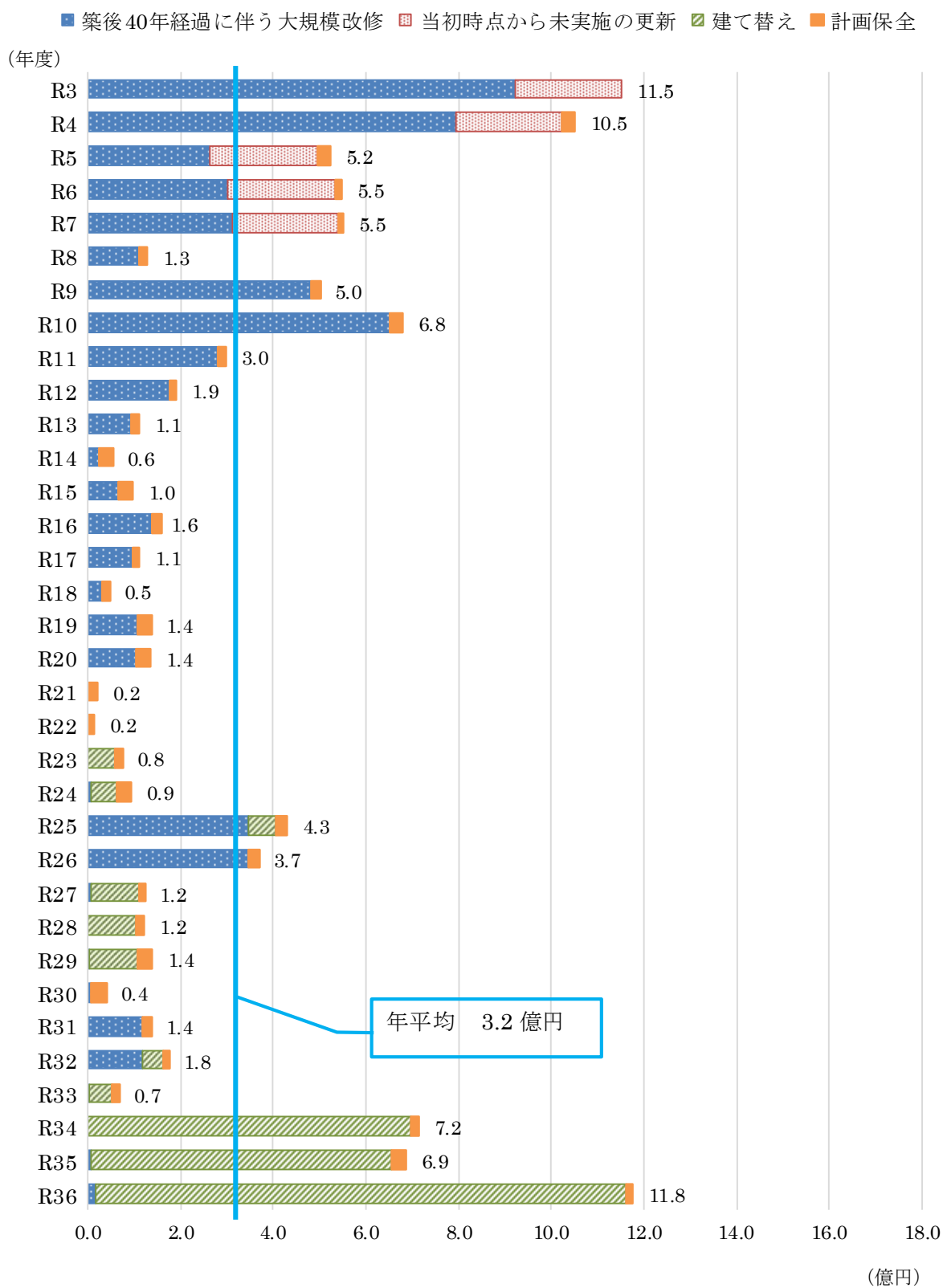
しかし、直近5年間の投資的経費をみると年平均は4.5億円であり、上記の将来推計の6.2億円を長期間にわたってまかなうことは財政運営上困難と考えられます。

そこで、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」や他の地方公共団体の公共施設等総合管理計画を参考に、築後40年で大規模改修を実施、使用目標年数を80年とし、5年ごとに計画保全を実施する設定での試算を行うと、令和3～令和36年度の更新費用総額は、110億円、1年あたりの整備額は3.2億円となり、支出の縮減額は、令和3～令和36年度の総額は100億円、1年あたりの額は2.9億円となります。

## 公共施設の更新費用の試算（60年建て替え）



### 公共施設の更新費用の試算（80年建て替え）



## 2 道路・橋りょう・上水道・下水道

---

試算によると、令和3～36年度の道路、橋りょう、上下水道などのインフラの整備費用総額は、217億円、1年当たりの整備費は6.4億円となります。

道路、橋りょう、上下水道ごとの試算結果は、以下のとおりです。

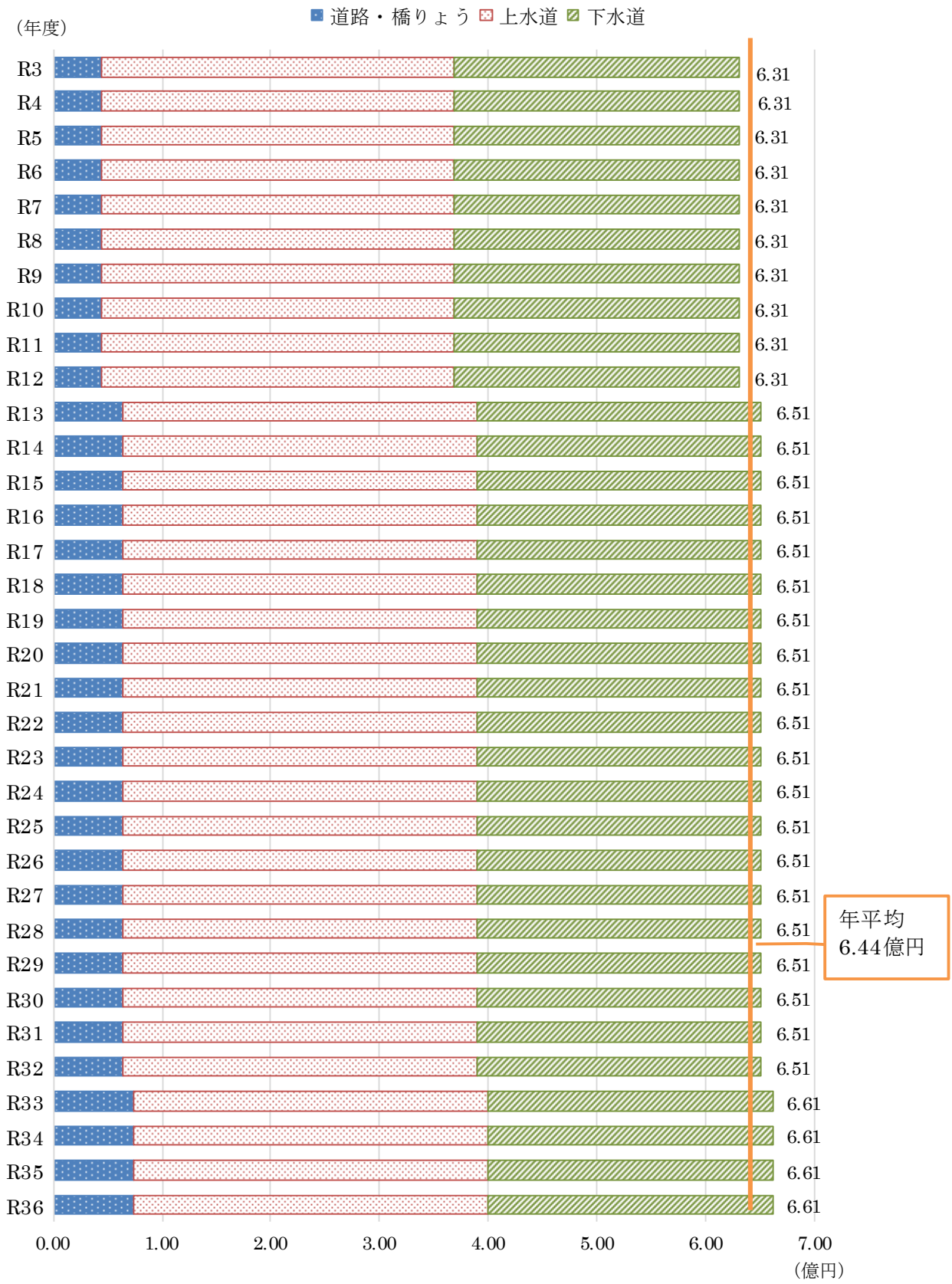
道路は、「酒々井町舗装長寿命化計画」では、路盤までが損傷し、大規模な修繕が必要になってから多大な費用をかけて修繕する事後保全だけではなく、クラックシールなどの補修により延命化を図りつつ、適切な段階で比較的安価な費用で修繕を行う予防保全を積極的に取り入れることで、事後保全型の管理と比較して、費用の縮減と平準化を見込んだ補修費用は、50年間で約3.7億円、12.7%の削減効果を見込み、25億円と試算しています。1年当たりの補修費は、当初は0.3億円とし、10年後から0.5億円、30年後から0.6億円とします。令和3年～36年度の総額は、13億円となります。

橋りょうは、「酒々井町橋梁長寿命化修繕計画」では、予防保全型の管理を行い橋梁の長寿命化を図ることで、事後保全型の管理と比較して、費用の縮減と平準化を見込んだ補修費用は、50年間で約7億円と試算していることから、1年当たりの補修費用は0.14億円とします。令和3～36年度の総額は、4.76億円になります。

上水道は、管路の耐用年数を40年とし、総資産130億円分の管路の更新を40年間に1回行われると仮定して、毎年均等に3.25億円ずつ更新費用を計上しました。したがって、令和3～36年度の更新費用額は110.5億円となります。

下水道は、管渠の耐用年数を50年とし、公共下水道の整備延長（106km）に更新単価を乗じて更新費用を算定しました。令和3～36年度の更新費用額は89億円、1年当たりの整備額は2.62億円となります。

# 道路・橋りょう・水道・下水道の更新費用の試算





### 3 総括

公共施設（60年建て替えケース）とインフラを合わせると、令和3～36年度の更新費用総額は427億円、1年当たりの整備額は12.6億円となります。

一方で、公共施設（80年建て替えケース）とインフラを合わせると、令和3～36年度の更新費用総額は327億円、1年当たりの整備額は9.6億円となります。

これらを、直近5年間の投資的経費と比較してみると、1年当たりの平均は11.1億円であることから、60年建て替えケースでは年に約1.5億円の財政負担が増え、80年建て替えでは年に1.5億円の財政負担の減少となる見込みとなっています。

公共施設等全体の直近5年間の投資的経費と推計更新費用の比較

	総額	年平均
投資的経費（直近5年間の実績）	55.4億円	11.1億円
更新費用<60年建て替え> （令和3～36年度の推計）	427億円	12.6億円
更新費用<80年建て替え> （令和3～36年度の推計）	327億円	9.6億円

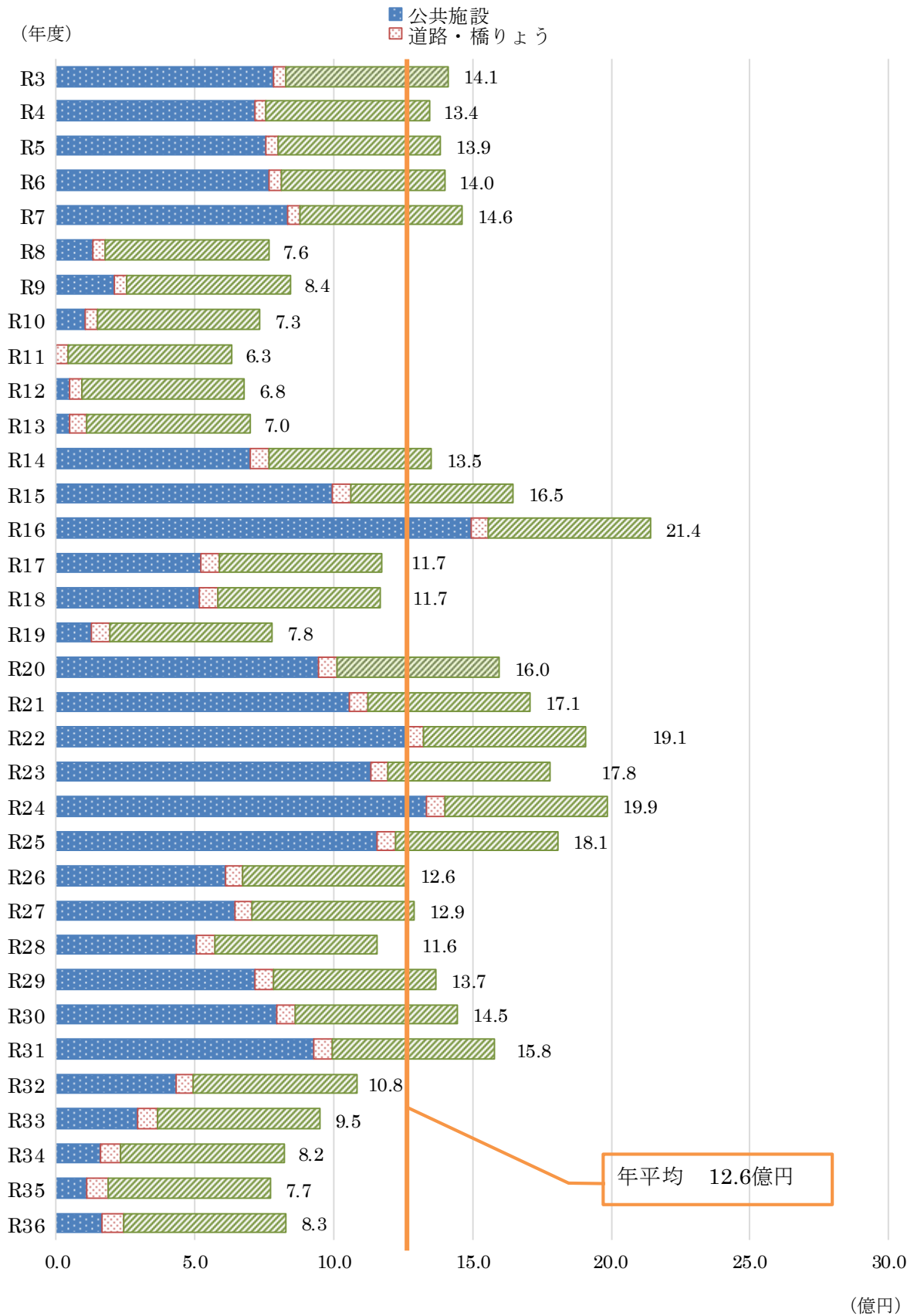
試算結果の推移をみると、60年建て替えの場合、令和3～令和7年度において公共施設の更新の山があり、令和8～13年度は谷、令和14～16年度と令和20～25年度に再びそれぞれ山を迎えることとなります。

一方、80年建て替えの場合、令和3～7年度において、公共施設の更新の山があるのは60年建て替えと同様ですが、その後は令和11～33年度までは相対的に低い更新費用が続くこととなります。そして令和34年度からは再び更新費用の山を迎えることとなります。

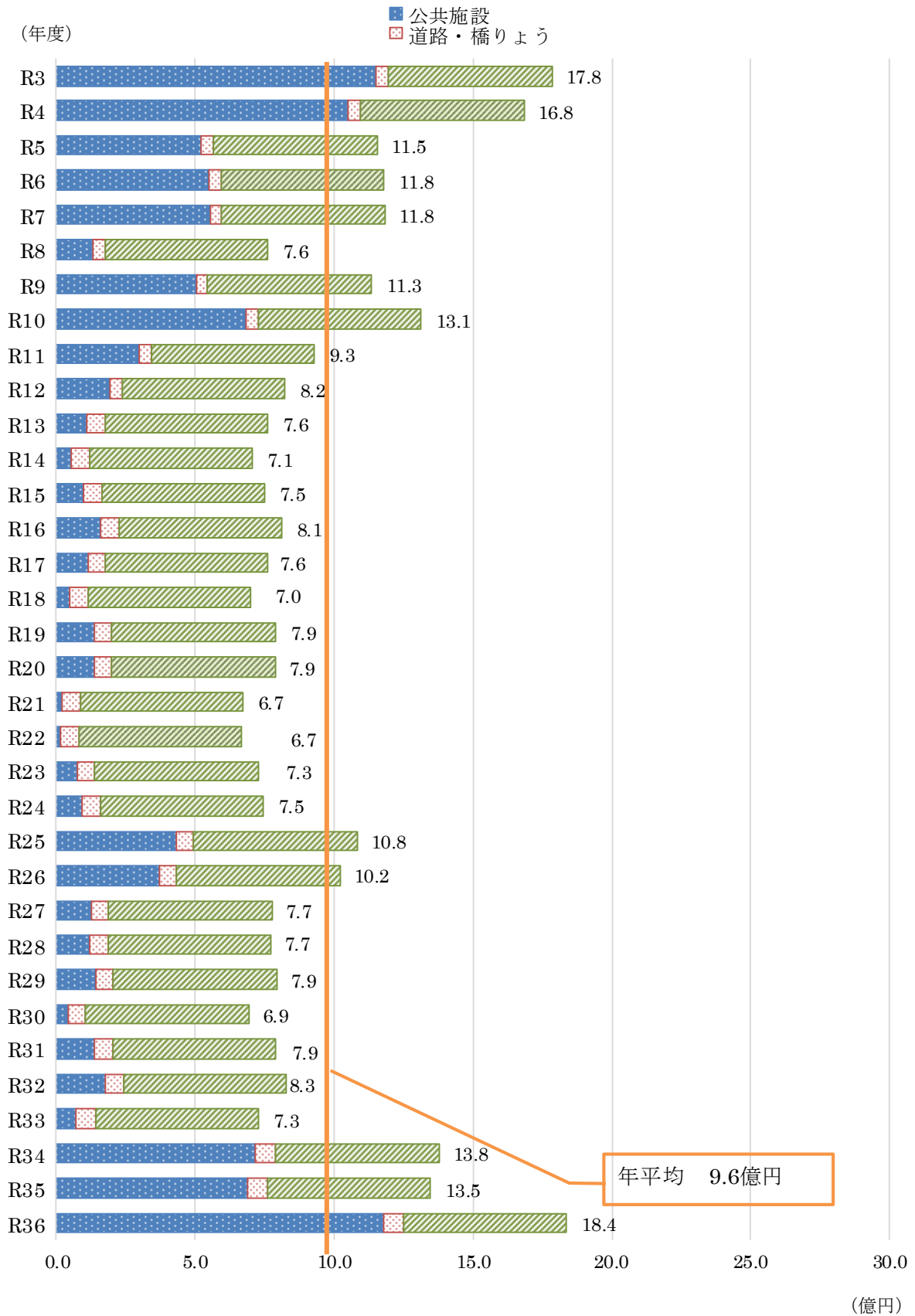
このように、年度により更新費用の幅が大きいため、長期的な計画のもと、更新年度の平準化に努めていきます。その際、各年の更新費用額については、年間歳出予算額の10%程度に抑えることを目標とします。

なお、これらは、既存の施設・インフラの更新等にかかる経費であり、光熱水費や管理費及び今後新規整備するものの整備費や更新費は含まれていないことから、一層の省エネルギー化とさらなるコスト縮減に取り組み健全な財政運営に努めていく必要があります。

公共施設・インフラの更新費用の試算（60年建て替え）



公共施設・インフラの更新費用の試算（80年建て替え）



公共施設等の更新費用の試算結果に、施設の機能の維持のために必要な点検、調査及び補修等の経費を加算した今後30年間の経費の見込みは、次の表のとおりです。

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経 過時に単純 更新した場 合(⑤)	長寿命化対 策等の効果 額(④-⑤)	現在要して いる経費 (過去5年 平均)
普通会計	建築物 (a)	1,485	5,664	1,493	8,642	21,258	-12,616	270
	インフラ(b)	1,720			1,720	3,038	-1,318	144
	計(a+b)	3,205	5,664	1,493	10,362	24,296	-13,934	414
公営事業 会計	建築物 (c)							
	インフラ(d)			17,610	17,610	17,610		144
	計(c+d)			17,610	17,610	17,610		144
建築物計(a+c)		1,485	5,664	1,493	8,642	21,258	-12,616	270
インフラ計(b+d)		1,720	0	17,610	19,330	20,648	-1,318	288
合計(a+b+c+d)		3,205	5,664	19,103	27,972	41,906	-13,934	558

※普通会計のインフラは道路及び橋りょう、公営事業会計のインフラは上下水道

### 第3節 全体目標

---

公共施設等の更新費用の抑制と平準化に努めながら、町民の福祉の維持・向上を図るため、以下の目標を掲げます。

#### 1 選択と集中により住民の福祉と利便性の維持・向上を目指す

---

公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や効率的な管理運営という観点からは、廃止を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。廃止ありきではなく、多目的な活用を模索し、場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、公共施設の多面的な役割の発揮を目指していきます。

#### 2 長寿命化等によりトータルコストの縮減・平準化を目指す

---

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、昭和56（1981）年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

第2節で分析した建築物の将来の更新費用の推計では、総務省が推奨している「公共施設等更新費用試算ソフト」の標準的設定を用いて、上記よりも長い期間建築物が使える前提に立ち、築後30年で大規模改修、築後60年で建て替えという設定でシミュレーションを行いました。次いで、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」や他の地方公共団体の公共施設等総合管理計画を参考として、使用目標年数を80年とした設定で更新費用の推計を行いました。

公共施設等更新費用試算ソフトの標準的設定での更新費用は、60年の更新の場合は、80年更新の整備額の約1.9倍となります。財源に限りがある中で、長期的な観点で、新規整備と既存更新の両方をバランスよく推進していくため、使用目標年数80年を目指すことで、全体的な更新費用の抑制に努めます。

また長寿命化を図りながら、各施設等の更新が特定の期間に集中しないよう調整することで、更新費用の平準化に努めます。

#### 3 付加価値のあるインフラ整備を目指す

---

道路については、整備の優先順位を決めるとともに、既存の道路と同様の画一的な規格による整備ではなく、電柱の地中化など景観への配慮も行い、魅力あるまちづくりを推進します。

#### 4 少子高齢化・人口減少時代に応じた施設整備を目指す

---

本町の生産年齢人口は、令和2年を基準とすると、30年後の令和32年には約19.9%減少することが見込まれます。

一方、高齢化率は、30年後の令和32年には約32.7%になることが見込まれます。このため、人口構成に応じた施設整備を推進します。

#### 5 多目的化・複合化により施設等の総量縮減を目指す

---

本町の人口は、令和2年を基準とすると、30年後の令和32年には約13.7%の人口が減少することが見込まれていますが、人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止による健全財政の推進が求められています。

一方、公共施設等には、住民の福祉向上に資する役割や、災害時の避難所・避難路としての役割など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している町民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案し、公共施設の総延べ床面積については総量を縮減することを基本とし、必要に応じ減築や統廃合を進め、跡地について、売却を含めた有効活用等を検討します。また、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

#### 6 防災・減災対策・BCPと連携した公共施設等の整備を目指す

---

大規模な地震などの自然災害が想定される中で、公共施設は、災害時に避難所として機能することが期待されており、またインフラが被害にあった場合はその早期復旧が求められ、同時に住民に対する行政機能を継続して実施していく必要があります。

地域防災計画や業務継続計画と連携しながら、公共施設への影響を最小限に抑えられるような対策を図るとともに、甚大な被害があった場合でも、業務を継続していく対策を講じ、災害の影響を最小限に食い止められるよう、公共施設等の整備を進めていきます。

また、公共施設に起因する健康被害（アスベスト、PCB、シックハウス、パンデミック感染症等）を最小限に抑えられるような対策を進めていきます。

#### 7 地球環境保護への貢献を目指す

---

低炭素社会の実現へ向けた取り組みとして、公共施設等の維持管理にあたっては、温室効果ガスの排出量の継続的な削減を図るため施設の長寿命化、省エネルギー化・省資源化などの環境負荷低減性に配慮しながら進めていきます。

## 第4節 維持管理の実施方針

---

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つの実施方針を掲げます。

### 1 点検・診断等の適正な実施

---

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

特に、道路、道路附属施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの定期的な点検があり、さらに、近年の橋りょうの老朽化の進展にかんがみ、道路法施行規則及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）に基づき、平成26年度から4か年をかけて、全ての橋りょうの健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

### 2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

---

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP<sup>1</sup>、PFI<sup>2</sup>などによる方法や、設備の更新にあたっては、省エネルギー化（ESCO）事業<sup>3</sup>による方法など、民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

### 3 安全の確保

---

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に旧耐震基準の公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じます。

---

<sup>1</sup> PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

<sup>2</sup> PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

<sup>3</sup> 省エネルギー化（ESCO）事業：エナジー・サービス・カンパニー。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分でまかなう事業。

## 4 耐震化の推進

---

本町では、必要な建物については一部を除き耐震診断が実施され、耐震改修が必要な建物については改修工事を進めています。未完了の建物も残っています。現在予定されている耐震改修工事の工程を確実に実施し、安全な公共施設の管理に努めます。

## 5 長寿命化・予防保全型維持管理の推進

---

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。その際、企画・基本設計・実施設計並びに運用管理など各段階の概算・逆算額の比較検討など建築物の長期にわたる総合的な経済性についてライフサイクルコスト法の活用など各種手法等により調査検討していきます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

## 6 ユニバーサルデザイン化の推進

---

公共施設の改修や建替え等にあたっては、酒々井町障害者計画に基づき、ユニバーサルデザインの観点から、誰もが使いやすい施設となるよう整備に努めます。

## 7 減築や統廃合の推進

---

公共施設については総量の縮減に向けて、西庁舎の減築や目的を達成した施設の除却について検討します。

また、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を進めます。

## 8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

---

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、各施設等所管課の横断的な「ファシリティマネジメント戦略会議」と「ファシリティマネジメント推進委員会」により、情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。



# 第5章 施設類型ごとの基本方針

---

施設・インフラの老朽化の程度や、総人口の将来推計結果などに基づき、当面 30 年間の各施設等の更新等の基本方針を以下のとおり定めます。

## 第1節 公共施設

---

### 1 学校教育系施設

---

本町の 15 歳未満の年少人口は、平成 27 年の 2,563 人から、令和 22 年は 2,572 人、令和 32 年は 2,512 人とほぼ横ばいで推移することが予想されています。

そのため、計画期間中は、原則的に現在の小学校 2 校、中学校 1 校の体制を維持することとします。

しかしながら、実際の児童生徒数の推移や、社会情勢のあり方に応じて、学校の統廃合又は減築等について、必要に応じ検討します。また、児童生徒数が減少していく場合、関係各所と調整しながら施設の複合化などを行い、学校施設の有効活用を図ります。

学校の主要な建物については、耐震改修工事が完了しているものの、酒々井小学校校舎は令和 14 年度に築 60 年、酒々井中学校校舎は令和 20 年度に築 60 年、大室台小学校校舎は令和 23 年度に築 60 年となることから、屋内運動場等を含め施設全般に予防保全的補修を実施し、使用年数 80 年を目指し、財政負担の軽減に努めます。

学校給食センターについては、建物の大規模改修が行われないうまま約 40 年が経過しています。特に、近年は蒸気配管等の劣化が顕著です。また、現在の学校給食衛生管理基準に適合していないため、保健所から改善を指摘されています。

当面は、学校施設の長寿命化計画に基づいた現有施設の維持管理を図りながら、今後の安全な学校給食の実施のために、建て替え等を含めた施設のあり方について検討します。

### 2 公営住宅

---

小集落改良住宅は新耐震基準施行前の建築物ですが、耐震診断の結果耐震性有りと判定されています。公営住宅は新耐震基準で建築されており、耐震性の基準を満たしています。このため、原則として現状を維持し、予防保全的補修を実施することで長寿命化を図り、住民の福祉水準の維持に努めます。

### 3 町民文化系施設・社会教育系施設

---

中央公民館は、耐震改修工事、太陽光発電・蓄電池設備設置、自立型ガス空調設備設置、照明設備の LED 化を実施し、省エネルギー化及び災害時に強い施設になりました。今後は現状の施設維持に努めます。

プリミエール酒々井は、建築後 17 年が経過しており、施設・設備の計画的な改修及

び修繕を検討する必要があります。

コミュニティプラザについては、改築を検討しており、住民サービスの向上を図ります。同時に現在の町の直営から、指定管理者等民間を活用した運営等を検討し、効率的な施設管理に努めます。

この他の施設については、現状の施設規模を維持しつつ、長寿命化を図ります。

## 4 スポーツ・レクリエーション系施設

---

大型プール施設である酒々井ちびっこ天国は、昭和 49 年度に竣工した施設で老朽化が進んでいますが、長年町民及び地域住民に親しまれてきた施設であることから、行政目的の利用も含めた施設の在り方について検討し、今後の方針を決定する必要があります。

酒々井町体育館については、耐震診断の結果耐震性がないことから、現在の施設については、当面は使用を停止し、施設の在り方について検討します。

## 5 産業系施設

---

産業系施設については、まるごとすいは、特産品開発や商品の展示・販売等の支援等産業の振興、中小企業の支援を行い、観光案内所機能を併設した創造発信拠点施設として平成 30 年度に竣工した施設です。今後の方針は町内への誘客を図る施策を検討、実施していきます。

旧酒々井町農業協同組合東酒々井支店の建物は、令和元年度に取得した施設です。今後は、耐震診断の結果を踏まえ、使用できる場合は地域振興策として活用していきます。

蒔吉五郎家の建物は、明治時代の歴史的建造物で、観光振興を目的に平成 30 年度に取得した施設です。今後の方針は、まちの顔である旧酒々井宿の観光拠点として利活用を行っていくための修復・整備を検討していきます。

相川文子家の建物は、大正時代の歴史的建造物で、観光振興を目的に令和元年度に取得した施設です。今後の方針は、蒔吉五郎家と同様に、まちの顔である旧酒々井宿の観光拠点として利活用を行っていくための修復・整備を検討していきます。

国史跡本佐倉城跡案内所は、年々増加する本佐倉城跡の見学者に対する便益施設として令和 2 年度に竣工した施設です。ボランティアガイドの待機所、ガイダンス機能を有した案内所、トイレ・休憩所として、今後積極的な機能強化・利活用を図っていく予定です。

## 6 子育て支援施設

---

保育園については、今後も利用の要望が多いと考えられるため、不足が見込まれる保育室の確保に努め、また、多様化する子育て支援のニーズに応えられるよう整備していきます。

人口の変化や社会情勢の変化によっては、今後とも施設の整備を行いながら、計画的な保全に努め、現有施設の長寿命化を図ることとし、乳幼児数が減少する場合は、統廃合も含め施設のあり方について検討します。

## 7 保健・福祉施設

---

保健センターについては、エレベーター設置やトイレなどの大規模改修を実施してきましたが、空調設備等が老朽化してきています。

保健センターと隣保館については、今後は予防保全的補修を実施することで整備費を抑制しつつ現状の施設規模を維持し、住民の福祉サービスの維持・向上に努めます。

## 8 行政系施設

---

役場庁舎について、中央庁舎については、使用年数 80 年を目指し、耐震改修等の大規模改修を実施していきます。また、公共施設等に要するトータルコストを縮減するため、庁舎全体の面積を減らしていくことを目指し、老朽化した東庁舎は解体しました。経年劣化が進む西庁舎については、減築も含め今後の方針を検討します。

分庁舎については、発災時における災害対応の拠点として活用を図るため、計画的保全を行います。

消防機庫については、耐震診断の結果、耐震性不適合と判定された建物については、優先的に建て替えを実施してきました。その他の消防機庫については、必要に応じて改修や建て替えを実施していきます。

令和元年度に災害発生に備えるため防災倉庫を整備しました。

## 9 公園

---

公園の建物については、総合公園、中央台公園、上ヶ作緑地の 3 か所にあり、予防保全的補修を実施することで長寿命化を図り、現状維持に努めます。

## 10 その他

---

J R 酒々井駅西口自転車等駐車場、J R 酒々井駅東口自転車等駐車場、京成酒々井駅東口自転車等駐輪場、J R 酒々井駅自由通路などの施設については、予防保全的補修を実施することで長寿命化を図り、現状維持に努めます。

一方、老朽化した旧警察官派出所は、解体する予定となっています。

## 第2節 道路・橋りょう

---

道路については、今後は、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などを踏まえながら、更新事業を推進していきます。

橋りょうについては、「酒々井町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、酒々井町が管理する34橋のうち27橋については予防保全型の維持管理を行い、残り7橋については維持保全型で、長寿命化を図っていきます。

### **第3節 上水道**

---

本町の上水道は、昭和43年の供用開始以来、導・配水管の管路をはじめとする水道施設の整備、維持管理を進めています。

今後の管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準を定めていき、水の安定供給を確保しつつ今後増大する更新費用の負担軽減を図っていきます。

### **第4節 下水道**

---

本町の下水道は、昭和49年の供用開始以来、順調に整備を進め現在の普及率は92.2%となっています。今後も馬橋地区（南酒々井駅周辺）の新規整備を継続して行っていく予定です。なお、下水道管については、法定耐用年数は50年とされており、昭和49年に整備された管渠の更新時期は平成36年からとなります。予防保全的補修を実施することで、更新費用の平準化と負担軽減を図っていきます。

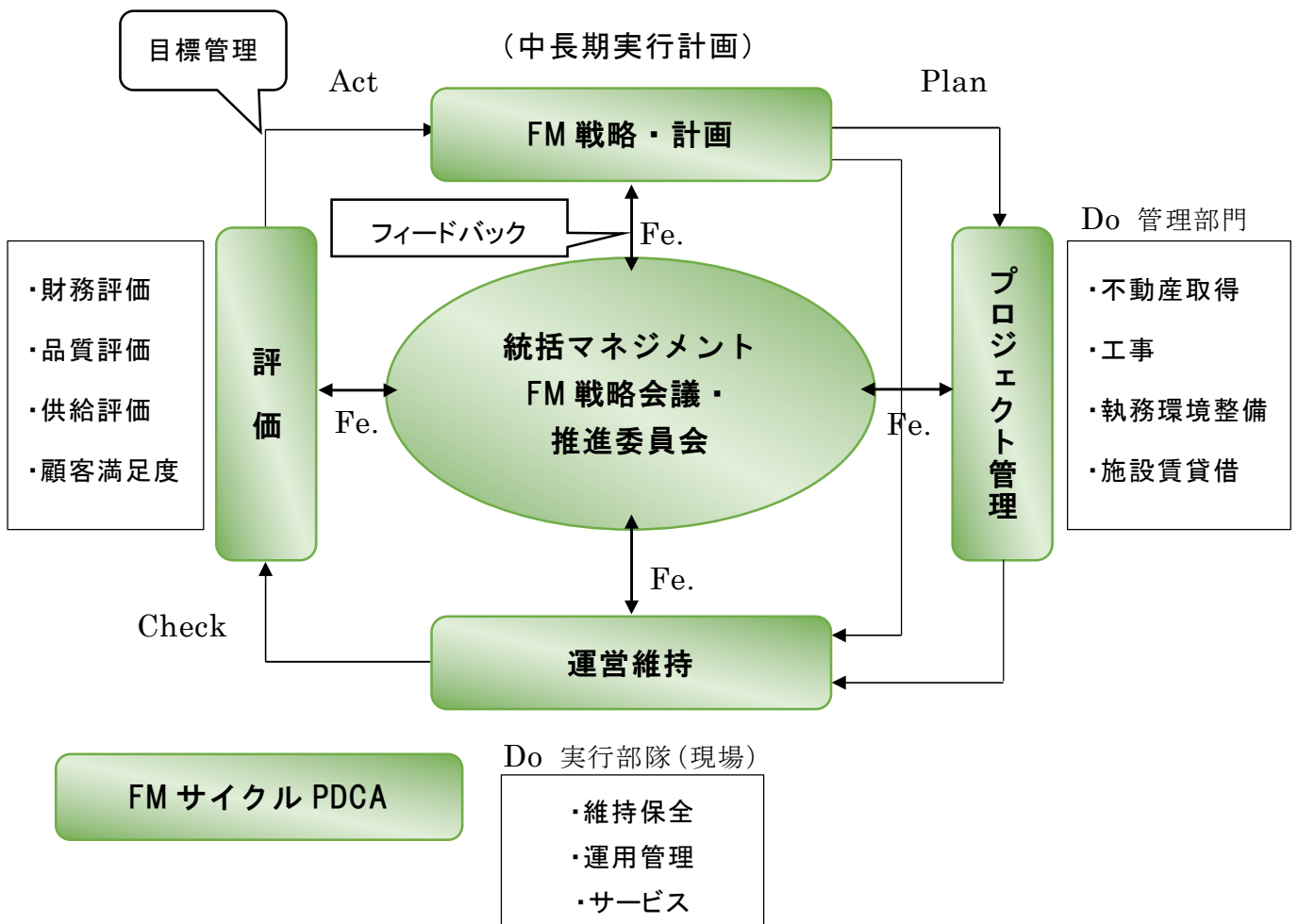
---

# 第6章 フォローアップの方針

## 第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、5年を目途にPDCAサイクルによる評価を行い、進捗状況の管理等を実施し、計画の見直しを行います。

ファシリティマネジメントサイクル



計画の進行管理の役割分担

組織体	主な役割
酒々井町ファシリティマネジメント戦略会議	改善方針の決定
酒々井町ファシリティマネジメント推進委員会	課題の整理、改善方針案の研究、検討
酒々井町公共施設等総合管理計画推進事務局	取組状況の照会、集約
各施設等所管課	取組状況の調査

## 第2節 町民への情報提供

---

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、町民の理解が必要です。

このため、町民に対し、広報及びホームページ等で、公共施設等に関する取組について、情報提供に努めます。

## 第3節 個別施設計画の策定

---

本計画で定めた全体目標及び維持管理の実施方針等に基づき、今後、施設ごとの個別施設計画を策定し、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の全体最適化等を推進します。

## 第4節 おわりに

---

「公共施設等総合管理計画」は、出来たらおしまいでなく策定した計画を公共施設等の維持管理に活用して実行性のあるものに繋げていく必要があります。本計画書で示した更新等費用は、あくまで概算費用を算出したものであり、財政負担の軽減と平準化にすぐに寄与するわけではありません。限りある財源を効率的に運用するための公共施設等の持たせる機能や安全性とそれを支えるしっかりとした維持管理計画を持つ必要があります。そのためには、施設管理者が、点検・診断により劣化状況と修繕優先順位の判定を確実に言い施設の状態を的確に把握する必要があります。その基礎情報を活用して必要な対策を効果的に行うための個別施設計画を作ることができます。計画の実行にあたっては、それを担うFMの意義、方法を理解するコア要員の育成とトップ直轄のスリムな組織設置とともに財源確保という重要で困難な課題をなんとかやりくりしながら継続的な改修・更新等の実施を検討していきます。

## 酒々井町公共施設等総合管理計画

発 行：酒々井町

編 集：酒々井町企画財政課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4 丁目 11 番地

電 話：043-496-1171（代）

F A X：043-496-4541

ホームページ：<https://www.town.shisui.chiba.jp/>